片井節子 さん (集

10

子どもの避難シェルターとともに

彼らに寄り添い、 リヨン子どもセンター。 今夜どこにも居場所がない 再出発を支える時間を共に過ごしていく取り組みが続けられている 虐待から逃げてきた子どもを守る「一時保護」の権限を持ち、 そんな少年少女の一時避難場所 (シェルター) であるカ

シェルターに逃げてくる少年少女たち

これまでカリヨンこ産雅してきに子どらは、三百三の民間シェルターとして、八年半が経ちました。急対応が難しい十代後半の未成年者を保護する日本初――カリヨン子どもセンターは、児童福祉施設では緊――カリヨン子ど

の一です。家庭から直接逃げてきた子どもが四〇%で、数。十八~十九歳が四分の一で、その他の年齢が四分が男の子です。年齢構成でいうと、十六~十七歳が半十人ほどになります。四分の三が女の子で、四分の一これまでカリヨンに避難してきた子どもは、二百三

事件に関連して、鑑別所・少年院などから来る子が二○%、児童福祉施設経由で来た子どもが一○%です。家庭から直接逃げてくる子どもが半数近いのですが、家庭から直接逃げてくる子どもが半数近いのですが、安に女の子が多いことに驚かれると思います。女の子は家を出ると性被害につながりやすい。そのため、安心して避難できる場所があるとわかって、逃げてくるのです。

が子どもや家庭の話を聞き取ったり、状況を調査する住居、衣食を提供し、子ども担当弁護士や児童福祉司シェルターに滞在するのは約二ヵ月です。その期間、

の見通しを立てていきます。

子どもも多くいます。 で受診する子どもが七五%、精神科を受診する子どもが七五%、精神科を受診する子どもが七五%、精神科を受診する子どもといるケースが多く見られます。入居中に医療機関的虐待、養育放棄)を受けてきた結果、心身の不調を抱めにでいるケースが多く見られます。



関する特別委員会委員、カリヨン子どもセンター理事長。もの人権救済を続ける。東京弁護士会子どもの人権と少年法に所)。少年事件の付添人活動や学校・家庭・福祉現場での子ど所)の少年事件の付添人活動や学校・家庭・福祉現場での子どのでい・せつこ 一九五三年生まれ。弁護士(坪井法律事務

児童福祉からこぼれてしまう子ども

がきっかけです。 としている十代後半の少年少女の存在に直面したことターの相談員になり、虐待などからの緊急避難を必要ターの相談員になり、虐待などからの緊急避難を必要ー九八七年に東京弁護士会の子どもの人権救済セン――なぜシェルターを設立しようと思われたのですか。

東京弁護士会・子どもの人権救済センターでは、東京弁護士会・子どもの人権力に、「多族から虐待を受けて苦しいので逃げたいけれど、今晩どこへ行けを受けて苦しいので逃げたいけれど、今晩どこへ行けを受けて苦しいので逃げたいけれど、今晩どこへ行けなっています。毎日交代で私たち弁護士が直接話を聞き、必要に応じて代理人活動をするのです。

声を聞くと、私も頭が真っ白になり、「よく今まで生過程すべてが虐待で埋め尽くされてきた子どもたちの出した末の心身の荒廃、繰り返す自殺未遂……。成長ない父親の暴力、心をえぐる母親の罵倒、薬物に手を受話器から届く現実は想像を絶していました。やま

11